

2019年11月15日

お客様各位

内外トランスライン株式会社

フィリピン向け HS CODE 記載のお願い

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたびフィリピン税関よりフィリピン向け及びフィリピン経由の海上貨物に対し、フィリピン到着 24 時間前までにマニフェスト送信が義務づけられ、船積み貨物全品目について6桁のHS CODEの提出が必要となりました。つきましては、下記対象貨物の Dock Receipt・Instruction・ACL 等に、6桁のHS CODE 情報をご記載いただきますようお願い申し上げます。

正しい情報のご提供がいただけない場合、現地での通関及び貨物お引渡しに支障をきたす可能性がございますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

適用開始日 : 即日

対象航路 : フィリピン向け及びフィリピン経由貨物

BL 記載必要事項 : 6桁のHS Code(積載される全品目)

※HS CODE の記載については猶予期間（現地入港：2020年4月15日まで）が設定されておりますが、マニフェスト送信後の訂正については、猶予期間中もPenaltyの対象となりますのでご留意願います。

※※FCL 貨物につきましては、使用船社の規定に準じます。

以上

なお、ご質問等ございましたら、最寄りの各支店・営業所までお問い合わせください。

本 社	TEL : 06-6260-4706	神戸支店	TEL : 078-332-0040
東京支店	TEL : 03-3276-7317	横浜支店	TEL : 045-226-2051
名古屋支店	TEL : 052-232-7730	福岡営業所	TEL : 092-436-4480